

## 社会福祉法人双葉会役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、社会福祉法人双葉会（以下「法人」という。）定款第8条、第21条及び定款施行細則第11条、並びに苦情処理解決規程第4条第3項の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

**第2条** この規程において、役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会委員並びに苦情処理解決規程第4条第1項に規定する第三者委員をいう。

(報酬等の支給)

**第3条** 役員等には、別表のとおり報酬を支給する。

(費用弁償)

**第4条** 非常勤役員等が理事会、評議員会、その他会議等に出席する場合には、社会福祉法人双葉会旅費規程（以下「旅費規程」という。）に基づき、旅費を支払う。

2 役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費を支払う。

(報酬等の支給方法)

**第5条** 役員等に対する報酬等は毎月15日締めで、当月25日に支払うものとする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(適用除外)

**第6条** 施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(公表)

**第7条** 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

**第8条** この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

**第9条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

別表

役員等の日当	日額 10,000円
監事監査の際に監事に支払う日当	日額 20,000円

附 則

この規程は、令和5年6月8日から施行する。